

### フランス連結会計基準の国際的調和(2)

OSHITA, Yuji / 大下, 勇二

---

(出版者 / Publisher)

法政大学経営学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

経営志林 / The Hosei journal of business

(巻 / Volume)

36

(号 / Number)

2

(開始ページ / Start Page)

15

(終了ページ / End Page)

22

(発行年 / Year)

1999-07-30

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00003469>

## 〔論文〕

## フランス連結会計基準の国際的調和（２）

大 下 勇 二

1. はじめに
2. 国際的調和化に対するフランス会計制度のスタンス
  - (1) 経済活動の国際化と財務・会計情報のニーズ
  - (2) 国際的調和化への連結計算書類による対応
3. フランス連結会計基準
  - (1) 連結範囲の決定基準
  - (2) 作成免除（連結免除）
  - (3) 連結禁止・連結放棄  
(以上第35巻第4号)
  - (4) 連結範囲に関する事例
    - ① 支配力基準
    - ② 下位連結免除
    - ③ 重要性の基準
    - ④ 活動の性質が著しく異なる企業の除外
  - (5) 1998年12月のプラン・コンタブル連結会計規定の改正
    - ① 重要性の基準
    - ② 活動の性質が著しく異なる企業の除外
  - (6) 連結会計の基本原則
    - ① 連結会計の一般原則
    - ② 連結決算日  
(以上本号)

## (4) 連結範囲に関する事例

フランス連結会計基準では、排他的支配を受ける企業は全部連結の方法により連結される。この排他的支配の判定については、議決権の過半数の

「持株基準」を含む実質的基準としての「支配力基準」を用いて行われることはすでに明らかにした。ここでは1995年度のフランス企業の年次報告書に基づき、特に「事実上の支配」について、これがどのように取り入れられているのかを見てみよう。なお、企業によっては、IASまたはUS GAAP 準拠の連結計算書類を作成しているが、一部を除外していることから、フランス国内基準にも対応したものとなっている。

## ① 支配力基準

多くの企業では、一般に、全部連結、比例連結および持分法の適用について次のような記述が見られる。すなわち、

- ・「グループが直接または間接に排他的支配を行使している重要な会社は、全部連結の方法により連結されている」
- ・「共同支配が行使されている会社は、比例連結の方法により連結されている」
- ・「グループが議決権の20%以上を保有し、直接または間接に著しい影響を行使している会社は、持分法が適用されている」(Saint-Gobain 社の例)

このように、全部連結の方法の適用に関しては、「直接または間接に排他的支配を行使している」と表現しているにすぎない。

しかし、いくつかの企業は、様々な表現を用いて「支配力基準」によっていることを明らかにしている。

Accor 社などのケース：

最も典型的な事例は Accor 社（仏基準準拠—国際的実務に対応）などのケースである。同社は次のような表現を用いて支配力基準を説明している。すなわち、

「Accor が直接または間接に、法律上または事

実上の排他的支配を行使している重要な会社は全部連結により連結されている」

Accor社は「法律上または事実上の排他的支配」の表現を用いて、子会社の決定基準として支配力基準に基づいていることを明らかにしている。Alcatel Alstom社（仏基準準拠）も同じ表現を用いている。

また、Pernod Ricard社（仏基準準拠）の年次報告書では次のような注記が行われている。すなわち、

「Group Pernod Ricardが直接または間接に、資本の50%超を支配しまたは事実上の支配を行使している重要な子会社は全部連結により連結されている」

同社は「法律上の支配」を「資本の50%超を支配」と表現しているが、基本的にAccord社と同じである。

以上の会社では、「事実上の支配」という表現により、「支配力基準」を用いていることを明らかにしている。ただし、具体的に資本の何%の会社にそれが見られるのかについては表示されていない。連結対象会社一覧表においても、当該数値は明らかにされていない。

さらに、Compagnie Bancaire社（仏基準準拠）の注記には次の記述が見られる。すなわち、

「Compagnie Bancaireが直接的にあるいはその子会社を通じて、責任と指揮を引き受けている（assume la responsabilité et direction）会社は全部連結されている」

同社の場合、「事実上の支配」の用語に代えて、「責任と指揮を引き受けている」という表現を用い、排他的支配が責任と指揮の引受により実質的に判定されていることが明らかにされている。同社の連結対象会社一覧表によれば、Aval社（議決権の50%を保有）、C.G.L.I.社（同45%）、SA Secmarne社（同34.2%）などの会社が経営の責任と指揮を引き受けている会社として、全部連結の対象となっている。

また同社では、Le Chêne Risques Divers社とLe Chêne Vie社はいずれも40%の支配比率であるが、實際上共同支配の会社として比例連結により連結されている。

Compagnie de Suez社のケース：

Compagnie de Suez社（一部を除きIAS準拠）の注記には次のような記述が行われている。すなわち、

「Suezが直接または間接に投票権の40%超を保有する時に支配持分が推定される。重大な影響はSuezが投票権の20%以上を直接または間接に保有する時に推定される。これらより低い割合が保有されている会社は、Suezが支配または重大な影響を行使していることが示されるならば、全部連結または持分法により連結されている」

同社は、40%超または20%以上の場合に支配または著しい影響が自動的に推定されること、それ以下の場合でも支配または重大な影響の行使が証明される場合には全部連結または持分法の適用があることを表明している。40%超の場合に支配が自動的に推定されることを明らかにしているが、連結対象会社一覧表によれば、Sélectibanque社（47%の支配）がこれに該当するものと見られる。また、それ以下の議決権割合での事実上の支配のケースについては、同一覧表によれば、Banque Française de l'Orient（39%）とBail Investissement（23%）であることがわかる。非常に低い割合の会社が全部連結の対象となっている点が特徴的である。

また、Bouygues社（仏基準準拠）の注記には次のような記述が見られる。すなわち、

「TF1はグループが40%以下の持分を有しているが、グループが事実上の支配を行使しており、全部連結により連結している」

40%以下の持分しか保有していなくとも、事実上の支配を行使しているTF1は全部連結されていることを明らかにしている。この場合はTF1の名前が挙げられており、連結対象会社一覧表から当該会社の保有割合は39.01%であることがわかる。

Group Club Méditerranéeなどのケース：

Group Club Méditerranée（仏基準準拠）は次のように記述している。すなわち、

「Group Club Méditerranéeが直接または間接に排他的支配（一般に50%以上）を行使している会社は、その活動と貸借対照表がグループの連結情報に鑑みて無視できる利益しか示していない会社を除き、全部連結により連結されている。」

49.21%を保有されている La Société Holiday Villages of Thailandは、Group Club Méditerranéeが経営を確保している (assurant la gestion) ので、全部連結により連結されている。同じ理由で、38.67%保有されている Société Itaparica とその子会社 Club Med do Brasil も全部連結されている」

同社の場合、具体的に49.21%と38.67%の保有割合の企業を「事実上の支配」下の企業として全部連結したことが示されている。

また、Carrefour 社 (仏基準準拠) の注記には次の記述が見られる。すなわち、

「一方で、Carrefour が直接または間接に排他的支配を行使している会社、他方では、過半数または同数の参加の枠内で経営を引き受けている (assume la gestion) 会社は、全部連結されている」

同社の場合、50%ちょうどの議決権でも経営を引き受けている会社は「事実上の支配」が存在するものとして、全部連結していることが明示されている。

以上のように、各社の年次報告書における連結注記・附属明細書には、「法律上および事実上の支配」「責任と指揮の引受」「経営の確保」「経営の引受」など表現に違いが見られるものの、子会社の決定にあたって「持株基準」に「事実上の支配」を含めた「支配力基準」によっていることが明示されている。しかも、事実上の支配は40%超の場合に推定され、それ以下のケースでも事実上の支配が見られる場合には、全部連結の方法を用いて連結されていることが明らかにされている。

## ② 下位連結免除

下位グループの親会社 (中間親企業) は、それ自身がある企業—当該ある企業は公表する連結計算書類に中間親企業を含めている—の支配下にある時、次の条件で連結計算書類の作成義務を免除される。すなわち、

- ・公式市場または第2市場の上場証券を発行していない。
- ・その資本の10%以上を保有する一人ないし複数の株主または社員がこれに反対していない。
- ・中間親企業を含むグループ全体の連結計算書

類が、国内法に従い計算書類の監査責任のある独立した専門家により証明されかつ公表されている (1967年3月23日デクレ第248条—13第1項2°、以下当該デクレは「デクレ」と略称する)。

- ・1967年3月23日デクレ第138条と第139条 (デクレ第248条—13第1項3°) に定める条件と期間内で、これら連結計算書類が免除された会社の株主または社員の利用に供される。
- ・それらがフランス語以外の言語で作成されている場合には、フランス語訳を添付している (デクレ第248条—13第1項3°)。
- ・中間親企業が含まれている最終の親企業が第7号指令の規定に準拠したまたはそれと同等な連結計算書類を作成している (デクレ第248条—13第1項1°)。

以上である。例えば第1図表のケースでは、下位グループDの親会社であるC社は、その親会社A社が連結計算書類を作成することにより、連結計算書類の作成を免除される。

第1図表 下位連結免除

A社	EU内に所在する親企業
↓	
B社	Aの排他的な支配下にある米国企業
↓	
C社	Bの排他的な支配下にあるフランス企業
↓	
D社	Cの排他的な支配下にあるフランス企業

Saint-Gobain社の年次報告書 (1995年度) では、フランスの中間親企業が下位連結の免除を受けるために、同社がこれら会社を連結に含めたことが次のように注釈されている。すなわち、

「下に掲げたグループのフランス会社が、1986年2月17日デクレ第248条—13に定める下位連結の免除を受けるために必要な条件を満たせるよう、小規模会社の71社が1993年12月31日に持分法により連結されてきた (過度の費用を生ずる全部連結ではない) 」

この53社を保有する Saint-Gobain グループの中間親企業として、Dima, Glaçauto, Isover Saint-Gobain など12社が挙げられており、連結対象会社一覧表からは、99%以上保有されている78社が持分法により連結されていることがわかる。

なお、下位グループを支配する会社がEU域外に本社を有する場合、その最終の親企業の連結計算書類は、上記6つの条件を満たしかつ免除された下位グループの計算書類に関する数値情報を提供する義務が課せられている（デクレ第248条-13第1項3°）。また、これら情報は、免除された下位グループの親会社（中間親企業）の個別計算書類に記載することができる。この数値情報とは、固定資産額、純売上高、当期成果、自己資本額、当期平均従業員数、親企業の連結計算書類または免除された会社の個別計算書類であり、当該情報は免除された下位グループの親企業（中間親企業）の個別計算書類に記載することができる。

例えば、米国の多国籍企業がフランスに持株会社を有する場合、当該持株会社は条件を満たすことでフランス国内での連結計算書類の作成義務を免除される。この点の取扱いにはEU加盟国により異なり、例えば英国に当該持株会社が存在しているならば、連結計算書類の作成義務の免除はない。

### ③ 重要性の基準

「誠実な概観」の観点から、重要性の乏しい会社は連結から除外することができる。しかし、この重要性の具体的な基準は明確に定められていない。

実践では、例えば次に示すとおり、企業により様々な取扱いがなされている。

・Saint-Gobain社；次の3つの基準のうち1つを満たす会社が連結されている。

- |         |        |
|---------|--------|
| 1) 売上高  | 2億フラン超 |
| 2) 自己資本 | 5千フラン超 |
| 3) 総資産  | 2億フラン超 |

同社の場合、1)の数値はグループ売上高（703億1千万フラン）の0.28%、3)の数値はグループ総資産（964億92百万フラン）の0.2%に相当している。

・DMC社；年平均従業員実数50人以上で次の基準のうち2つを満たす会社が連結されている。

- |        |          |
|--------|----------|
| 1) 売上高 | 1億フラン超   |
| 2) 純資産 | 15百万フラン超 |
| 3) 純利益 | 2百万フラン超  |
| 4) 総資産 | 5千万フラン超  |

同社の場合、1)の数値はグループ売上高（71億2千万フラン）の1.4%、2)の数値はグループ純資産（23億29百万フラン）の0.65%、4)の数値はグループ総資産（88億84百万フラン）の0.56%に相当している。

・Promodes社；次の3つの基準のうち2つを満たす会社が全部連結の対象となる。

- |        |           |
|--------|-----------|
| 1) 売上高 | 連結収益の1%超  |
| 2) 純資産 | 連結純資産の1%超 |
| 3) 総資産 | 連結総資産の1%超 |

また、Essilor社の場合、売上高2,000万フラン（連結売上高の0.3%に相当）を下回る会社は連結から除外されている。Bouyguesでは売上高1,000万フラン（連結売上高の0.01%に相当）が採用されている。

重要性の判断基準は必ずしも表示されているわけではなく、表示されている場合でも以上のように各社多様な状態である。連結からの除外が「誠実な概観」の点から見て重要性の乏しい会社であることから困難な判断の問題を惹起するが、数値基準を採用することで除外は自動的に行われる。

### ④ 活動の性質が著しく異なる企業の除外

全部連結または比例連結の対象となる企業の活動が著しく異なり、これら連結方法の適用が「誠実な概観」を提供するのに不適切である場合には、これらの連結方法に代えて持分法が適用される。

しかし、「誠実な概観を提供するのに不適切」という曖昧な規定により、グループの主要子会社が業種の異なることを理由に、関連会社のごとく持分法で処理される可能性が残されている。

例えば、Société Générale社（銀行）は、排他的支配を行使している企業であっても、金融の性質を有する企業以外の企業に対しては、持分法を適用している。これら企業として、特に、保険、不動産開発および情報サービスの業種に属する企業が挙げられている。これは、金融業について、銀行規制委員会の規則第92-02号により、金融的な性質の活動以外の活動について、持分法により連結することが義務づけられているからである。

これに対して、同じ金融のCompagnie Bancaire社のように、「グループ会社により形成される全体のより良い表示」のために、当該規則から離脱

して非金融的活動を全部連結により連結している企業も見られる。同社の場合、セグメント情報で活動別の情報を提供しており、また、上記規則に準拠した連結計算書類、すなわち非金融的活動を持分法により連結した連結計算書類を注記・附属明細書に掲載している。この連結計算書類は法定公告公報（BALO）誌を用いた法定開示制度の下で公表されたものである。

Carrefour 社（小売）は、「計算書類の構造がグループの主要活動の構造と大きく異なるサービス会社は持分法により連結されている」として、サービス業の子会社を全部連結または比例連結の方法により連結していない。ただし、同社の場合、仏基準準拠であるが一部を除き US GAAP にも対応するため、注記（Note 21）において、米国の基準に従いこれらサービス活動を全部連結してその場合の主要財務データを提供している。同社は、固定資産、流動資産、総資産、自己資本、少数株主持分、借入金、その他の負債、売上高、売上総利益および当期純利益—グループ持分の数値、を表示しており、これら情報から例えば総資産が 13%、売上高が 2.6% 増加することがわかる。

また、自動車メーカーの PSA Peugeot-Citroën（US GAAP 準拠—仏基準に合致）では、「Peugeot SA が直接または間接に過半数持分を有する銀行・ファイナンス子会社は、主要財務諸表では持分法で処理されている。FASB 94 によれば、そのような銀行・ファイナンス会社は財務諸表で全部連結されるべきである。Note 25 で FASB により求められる表示を提供している」として、Carrefour 社と同様に主要項目について米国基準準拠の数値を提供している。

以上のように、活動の性質を大きく異にする子会社の取扱いについては、基準が曖昧で全部連結からの除外（この場合、持分法が適用される）の可能性が残されている。そのため、連結計算書類本体では持分法を適用するものの、上記の 2 社のように US GAAP などの基準に対応するため、全部連結の方法を適用した場合の主要財務データを注記で提供する企業が見られる。

また、金融については、銀行規制委員会が非金融業の持分法による連結を義務づけているが、Compagnie Bancaire のように、より良いグルー

プの表示のために金融以外の業種の子会社を全部連結により連結し、さらに持分法を適用した連結計算書類を注記・附属明細書に掲載している企業も見られる。

#### （5）1998年12月のプラン・コンタブル連結会計規定の改正

1998年12月、1982年プラン・コンタブル（PCG）の連結規定の改正作業が国家会計審議会（CNC）により完了している<sup>(1)</sup>。今後、この改正案は会計規制委員会（CRC）により承認されれば、実施に移されることになる。

新連結規定は、従来の連結計算書類に関する規定をより首尾一貫したものにし、国際的な実践に対応させることを可能にする。その最も重要な点は「持分プーリング法（la méthode de la mise en commun d'intérêts）」の導入（連結計算書類に関する EC 会社法指令第 7 号第 20 条に規定）にあるが、連結の範囲に関しては、従来規定のなかった連結範囲に係る規定が盛り込まれたことである。この連結の範囲に関する規定は、ほぼ 1966 年商事会社法および同法の適用に係る 1967 年デクレの規定をプラン・コンタブルに導入したものと見られる。

##### ① 重要性の基準

新連結会計規定は、重要性に関して、本条項により任意に数値で定めることはできないこと、財務諸表の売上高または他の項目に基づく基準は必ずしも適切ではないことを表明している<sup>(2)</sup>。例えば、ある新設会社の売上高または貸借対照表総額は大きくないが、連結会社が支配するまたは著しい影響を行使しかつ戦略的な投資と考えていることから、連結の必要なケースが存在するのである。

このように、重要性の判断基準として具体的な数値を規定せず、「誠実な概観」の観点から個々のケースを判断するよう求めている。また、連結範囲を確定するためにグループが採用した基準は、注記・附属明細書に表示すべきことが定められている。

なお、連結範囲からの除外についての取扱いは従来と同じである。

## ②活動の性質が著しく異なる企業の除外

活動の性質が著しく異なる企業の連結については、全部連結による連結が原則的なものとなった<sup>(3)</sup>。すなわち、排他的支配下にある企業が全部連結により連結されるという規則は、異なる活動部門に属しているために他の企業の計算書類と異なる構造を持つ企業にも適用されるのである。この場合、適切なセグメント情報が注記・附属明細書に提供されるべきことが定められている。

ただし、当該処理により、連結計算書類がグループの資産・負債、財務的状況および成果の「誠実な概観」を提供しないことになる場合には、例外的にこれら企業を持分法で連結することが認められる。その場合には、適切な情報が注記・附属明細書で提供されねばならない。

このように、新連結会計規定は、性質の著しく異なる活動の連結について、全部連結を原則的な方法とし、持分法の適用を例外的なケースとすることを明確にしている。

## (6) 連結会計の基本原則

### ① 連結会計の一般原則

#### 1) 連結計算書類の内容

連結計算書類は、連結貸借対照表、連結成果計算書および連結注記・附属明細書により構成され、これらは解離不能な一体 (*un tout indissociable*) をなす (商事会社法第357条-5, 以下当該会社法は「法」と略称する)。連結キャッシュ・フロー計算書の作成は義務づけられていない。

個別計算書類との関係については、1983年の上場会社の開示制度が改正され連結計算書類が会社法開示書類の一つに規定された当時、連結計算書類は個別計算書類の「附属書類」としての位置付けであった。連結計算書類が個別計算書類と同等に位置付けられたのは、EC会社法指令第7号の国内法化に係る1985年1月3日法律と1986年2月17日同法適用デクレからである<sup>(4)</sup>。

企業が任意に作成していることになっている年次報告書は、国際的な実務に従い、連結計算書類、個別計算書類の順に記載しているのが一般的で、連結会計情報を重視している。また多くの場合、連結計算書類には、連結成果計算書、連結貸借対

照表、連結キャッシュ・フロー計算書および連結注記・附属明細書が記載されている (場合によりさらに株主持分変動計算書)。個別計算書類は、多くの場合、要約形式で表示されている。個別計算書類には、資金計算書は含まれていない。

これに対して、官報の「法定公告公報 (BALO)」を伝達媒体とする上場会社の会社法開示制度では、個別計算書類、連結計算書類の順になっており、個別会計情報が重視されている。連結キャッシュ・フロー計算書は連結計算書類に記載されている企業もあればない企業もある。記載されている場合、一般に注記・附属明細書に表示されている。

BALOの開示情報は、処分可能利益の表示、株主総会による利益処分案の承認、その際の債権者保護が主要目的として認識されていると見られる。このため、個別会計情報がまず提供される。なお、連結計算書類は株主総会に提出されるが、株主の承認には付されない。これに対して、年次報告書の情報は、国際的な実践に対応して資本市場の投資家の情報ニーズを強く意識し、個別情報を要約的な形で表示するとともに、連結計算書類を重視して豊富な連結情報を表示している。

#### 2) 一般原則

連結計算書類は、「正規性」と「真实性」をそなえ、連結企業集団の財産、財務的状況および成果に関して「誠実な概観 (*image fidèle*)」を提供しなければならない (法第357条-6第1項)。また、会計法令の適用が「誠実な概観」を提供するのに十分でない時には、注記・附属明細書で追加的情報を提供する義務がある (法第357条-6第2項)。さらに、現行会計法令に準拠することがかえって「誠実な概観」の観点から不適切である時には、法令規定からの離脱義務が定められている (法第357条-6第2項)。この離脱は例外的なケースと考えられているが、離脱する場合には離脱の理由と企業の財産、財務的状況および成果に対する影響を注記・附属明細書に記載しなければならない。

「正規性 (*régularité*)」とは現行規則および手続きへの一致性を意味し (PCG, p. 1.5), 法令, 判例, 並びに国家会計審議会, 証券取引委員会, 会計士協会および全国会計監査役協会の意見書などにより形成される規則に鑑みて判断するも

のとされている。

「真実性 (sincérité)」は、計算書類の責任者が、取引、事象および状況の現実と重要性から通常持つであろう認識に従い、これら規則と手続きを誠実に (善意に) 適用していくことを意味している (PCG, p. 1.5)。会計情報はそれらの利用者に対して、取引、事象および状況に関する適切、忠実、明瞭、明確および完全な記述を提供することが求められている (PCG, p. 1.5)。

「誠実な概観 (image fidèle)」は、特殊または例外的な状況を除き、連結計算書類に固有の目的への合目的性を遵守して、以下の伝統的な原則が適用される時に提供されるものと考えられている (法案の理由説明書)。すなわち、慎重性、継続性、収益・費用の非相殺性、経営継続性、年度独立性、期首貸借対照表と前期末貸借対照表の同等性 (égalité) である。

この「誠実な概観」の概念は、EC 第 4 号指令のフランスへの国内法化により、1983年に商法・会社法に導入されたものであり、もともとは英国会社法上の基本原則である「真実かつ公正な概観」の概念からきている。証券取引委員会 (COB) によれば、当該概念に関して重要な点は「誠実な概観」の表現ではなく、「誠実な概観を提供する」という動詞的な点にある<sup>(5)</sup>。それまでの基本的な要求は規則への準拠性、つまり計算書類がいくつかの規則に準拠して作成されていることであり、利用者に提示する企業の概観の適切性に関して何らの表明義務も課されていなかったのである。現在、会計慣行の枠内で、計算書類が企業の適切な概観を提供することを企業に義務づけている。

また、現行規則からの離脱は、企業の財産、財務的状况および成果の誠実な概観を提供することを目的とする場合だけに限定される。すなわち、現行規則の適用がかえってこれらの誠実な概観を歪める場合である。その意味では、当該離脱規定は企業にとって便宜をなすものではなく、財務的状况の誠実な概観を獲得する手段といえる。

前出 Compagnie Bancaire の年次報告書のケースでは、銀行規制委員会の規則が金融以外の活動について持分法の適用を義務付けているが、グループのより良い表示のために当該規則から離脱して、非金融的活動を全部連結により連結している。た

だし既述のとおり、法定公告公報 (BALO) での会社法開示制度では、同社は銀行規制委員会の規則に従って持分法を適用した連結計算書類を作成していたのである。

## ② 連結決算日

連結計算書類は、一定の条件の下で、親会社の個別計算書類の作成日と異なる期日に作成できる (法第357条-9第1項)。ただし、連結に組込まれる企業の決算日が連結決算日より3ヶ月を超えて先行するする場合、連結計算書類は中間計算書類に基づいて作成される (法第357条-9第2項)。この場合、中間計算書類の監査が必要とされる。

例えば、Société Générale 社は親会社の決算日12月31日を連結決算日にしており、子会社の決算日がこれと異なる場合には、その差が3ヶ月を超える時に当該日の中間計算書類に基づいて連結し、3ヶ月以内のものはそのままの形で連結している。

Bouygues 社は12月31日を連結決算日としているが、子会社の決算日がこれと異なる場合にはすべて中間計算書類に基づいて連結している。Compagnie de Suez も同様である。また、Compagnie Bancaire (12月31日の連結決算日) は、子会社の決算日がこれと異なってもそれらの決算日で連結している。

[未完]

## [注記]

- (1) Conseil National de la Comptabilité (CNC), Avis N° 98-10 du 17 Décembre 1998 relatif aux comptes consolidés, *Bulletin trimestriel*, N° 117, 4<sup>e</sup> trimestre 1998, pp. 5-37.
- (2) 国家会計審議会 (CNC) の前出意見書, 第1節 連結の範囲と方法, 10. 連結の範囲, を参照 (CNC, *Bulletin trimestriel*, N° 117, 4<sup>e</sup> trimestre 1998, p. 9.)。
- (3) 国家会計審議会 (CNC) の前出意見書, 第2節 連結規則, 20. 一般原則, を参照 (CNC, *op. cit.*, p. 12.)
- (4) これについては、拙著『フランス財務報告制



度の展開』多賀出版 1998年, 452-453頁を参照されたい。

(5) Commission des Opérations de Bourse (COB), *Rapport annuel 1983*, p.44.